

相広圏公告第3号

消防救急デジタル無線及び高機能消防指令施設システム整備業務委託について、公募型プロポーザル方式の手続きを開始するので、次のとおり公告する。

令和6年5月9日

相馬地方広域市町村圏組合
管理者 門馬和夫

記

1 業務の概要

消防救急デジタル無線及び高機能消防指令施設システム整備業務委託

(1) 業務名称

消防救急デジタル無線及び高機能消防指令施設システム整備業務委託

(2) 業務場所

南相馬市原町区高見町1丁目272 外

(3) 業務内容

消防救急デジタル無線及び高機能消防指令施設システムを更新整備する。
詳細は消防救急デジタル無線及び高機能消防指令施設システム整備業務委託要求水準書による。

(4) 履行期限

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(5) 事業規模(概算、消費税込)

総額1,022,025,000円以内

令和6年度 支払限度額 612,450,000 円

令和7年度 提案上限額から令和6年度支払額を除いた額を上限とする。

2 参加資格

「消防救急デジタル無線及び高機能消防指令施設システム整備業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」に記載

3 技術提案書類(技術提案及び見積書)

技術提案書及び見積書の評価基準は、「消防救急デジタル無線及び高機能消防指令施設システム整備業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」による。

4 業者選定方法

(1) 相馬地方広域市町村圏組合(以下、「組合」という)は選定するにあたり、「消防救急デジタル無線及び高機能消防指令施設システム整備業務選定委員会」(以下、「選定委員会」)において総合的に最も優れている者を優先交渉権者と選定する。

(2) 技術提案者は選定委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

※時間配分の日安

- ・プレゼンテーション(技術提案書の説明)・・・30分以内
- ・ヒアリング(選定委員会からの質問)・・・10分以内

(3) 契約については、優先交渉権者と組合により技術提案書の内容を基に協議を実施し、委託額を決定後に契約する。

5 手続き等及び問い合わせ先

(1) 担当係

相馬地方広域市町村圏組合総務課財政係

〒976-8601 福島県相馬市中村字北町 63 番地の3 相馬市役所3階

電話：0244-35-0211 FAX：0244-36-8932

e-mail: zaisei@soma-area.jp

(2) 「消防救急デジタル無線及び高機能消防指令施設システム整備業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」及び「消防救急デジタル無線及び高機能消防指令施設システム整備業務委託要求水準書」の交付

令和6年5月9日から令和6年5月24日まで

相馬地方広域市町村圏組合のホームページ上で配布

<https://www.soma-area.jp/>

6 提出期限及び実施スケジュール等について

提出書類	提出期限及び期日	提出方法	提出場所
「参加表明書」	令和6年5月24日(金) 17時必着	持参又は 郵送	組合総務課 財政係
参加資格要件資料 「参加資格要件提出一覧」			
「質問書」	令和6年5月9日(木)～ 令和6年5月21日(火) 17時必着		
技術提案書等 「技術提案書等提出書類一覧」	令和6年6月6日(木) 17時必着		
選考委員会 プレゼンテーション及び ヒアリング	令和6年6月11日(火)予定		

7 優先交渉権者の選定基準について

優先交渉権者の選定基準は、審査基準による。

8 契約保証金・連帯保証人に関する事項

相馬地方広域市町村圏組合財務規則による。

9 応募の失格について

参加資格のない者が行った公募、提案書等その他一切の書類に虚偽の記載をした者が行った応募、その他公募に関する条件に違反した応募は、失格とする。

10 その他応募に関する事項

「消防救急デジタル無線及び高機能消防指令施設システム整備業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」に記載のとおり。